

旭川 労政だより

平成30年1月1日発行
旭川市経済観光部経済総務課雇用労政係
旭川市6条通10丁目
旭川市第三庁舎3階
Tel : 25-7152 Fax : 26-7093

「アクティブシニアサポートセンター 旭川」を開所しました

マルカツデパート5階に設置している旭川まちなかしごとプラザ内に「アクティブシニアサポートセンター旭川」を平成29年11月1日に開所しました。

「アクティブシニアサポートセンター旭川」では、高年齢者（55歳以上）を対象に、専任相談員による就業や社会参加に関する個別相談、ミニセミナー、チャレンジモニター（職場体験）等の様々な支援を実施しています。

「定年後も元気なうちは働きたい」、「体力や自分の時間にあった仕事を探したい」、「今までの経験や知識を活かし社会参加したい」とお考えの方は、是非ご相談ください。

また、チャレンジモニターでは、専任相談員が体験者と企業の双方をしっかりとサポートしますので、試みに仕事を体験してから就職したいという方はもとより、元気な高年齢者の採用に興味のある企業からのご連絡もお待ちしております。

場所：旭川市2条通7丁目マルカツデパート5階
旭川まちなかしごとプラザ内

開所日：火～土曜日（10：30～19：00）

■詳細

- ・アクティブシニアサポートセンター旭川
電話：080-2878-8969

北海道の最低賃金が810円に改定 （平成29年10月1日より発効）

地域別最低賃金は、常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称に関わらず、北海道内で事業を営む使用者及びすべての労働者に適用されます。

なお、処理牛乳・乳飲料、鉄鋼業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、船舶製造・修理業など特定の産業には、北海道の特定（産業別）最低賃金が定められており、平成29年12月1日から改定額が発効されています。

事業場内で最も低い賃金が1千円未満の中小企業・小規模事業者が、事業場内最低賃金の一定額の引上げと同時に生産性向上のための設備投資を行う場合、その設備投資額の一部（上限額は最大で2百万円）を助成する業務改善助成金などの関連制度もありますので、ご活用ください。

■詳細

- ・厚生労働省北海道労働局
電話：011-709-2311

民間企業の障害者雇用率が上げられます

現行2.0%である民間企業の障害者雇用率が、平成30年4月1日より2.2%となり、3年を経過する日より前に2.3%まで段階的に上げられることが予定されています。

なお、現行では常時雇用する労働者数が100人を超える全ての事業主は、雇用している障害者数が法定雇用率に満たない場合、不足数1人当たり月額5万円の障害者雇用納付金を納めなければなりません。

一方、常時雇用する労働者数に関わらず、法定雇用率を超えている事業主は、超過分について申請に基づき調整金等が支給されます。

■詳細

- ・独立行政法人 高齢・障害・求職者支援機構
北海道支部
電話：011-640-8822

中小企業の退職金を国がサポートします

中小企業退職金共済法に基づき中小企業のための退職金制度として国が中小企業退職金共済制度を設けています。

事業主が勤労者退職金共済機構と契約を結び毎月の掛け金を納付し、従業員が退職したときに、その従業員に機構から直接退職金が支払われます。

掛け金は従業員1人につき月額5千円～3万円（短時間労働者分は2千円～4千円）です。

■詳細

- ・独立行政法人 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
電話：03-6907-1234

市内企業に就職する方の 奨学金返済支援制度をご活用ください

学生やUIJターン希望者など旭川で働きたい若者の就職を支援し、地域企業の人材確保を後押しするため、大学など高等教育機関を卒業後、旭川市内に本社がある企業等に就職し地域に定着（市内での就業・居住）した方に対し、在学中に借り入れた独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金の返済の一部を補助しています。

採用を予定している企業の皆様におかれましては、来春の新規学卒者等の旭川へ就職するメリットとして就職希望者に対し本制度を説明するなど、採用活動にご活用ください。

補助を希望する方には、市内で就職する前年度（在学中）に旭川市へ登録いただく必要がありますので、手続きや要件等の詳細は下記へお問合せいただくか、ホームページをご参照ください。

■詳細・申請先

- ・旭川市 経済観光部 経済総務課 雇用労政係
電話：25-7152
ホームページ：

[旭川市若者地元定着奨学金返済補助金](#)で検索

テレワークで働き方改革しませんか？

テレワークとは、「情報通信技術を活用した場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方」のことであり、在宅勤務やモバイルワークなどの働き方のことを言います。

テレワークの実施により、勤務場所や勤務時間を柔軟に選択することができるようになることで、育児・介護離職の防止や業務効率の向上などの様々な効果が期待されます。

一方で、遠隔地での労務管理を行うための適切な規程やICTの整備が必要となります。

このことから、旭川市では、以下の二事業を実施しています。

○テレワーク普及促進員派遣事業

市内企業にテレワーク導入の専門家を派遣し、テレワークの効果や事業の説明を行った上で、テレワーク導入支援を希望する場合、最大で6回の追加派遣を行い、関連規程の整備やICTの選定・運用支援など、適切なテレワークを導入するためのきめ細かな支援を行います。（支援途中での辞退も可能です。）

○テレワーク導入奨励金

テレワークの関連規程を新たに整備し、旭川市内在住の従業員によるテレワークを実施した企業に対し、10万円の奨励金を支給します。

■詳細・申請先

- ・旭川市 経済観光部 経済総務課 雇用労政係
電話：25-7152

36協定の締結と届出の徹底を お願いします

従業員に法定の労働時間（1日8時間、1週40時間（一部44時間））を超えて時間外労働をさせる場合、または、法定の休日（原則1週間に1日）に労働をさせる場合には、あらかじめ労使で書面による協定（通称「36協定」）を事業所単位で締結し、これを所轄労働基準監督署に届け出ることが必要です。

今年閣議決定された「働き方改革実行計画」に基づき、罰則付き時間外労働の上限規制の法制化について

て、政府による審議が進められているところです。

まずは、現行の労働基準法に定める所定の手続きを確実に実施していただきますよう、お願いいたします。

■詳細

- ・旭川労働基準監督署
電話：35-5901

旭川市若年者等正規雇用奨励金をご活用ください

市内に居住する若年者（45歳未満の者）、障害者及び季節労働者の正規雇用を促進し、安定的な雇用を支援するため、トライアル雇用奨励金又は障害者トライアル雇用奨励金を受給し、トライアル雇用後に正規雇用した事業主に対して助成金を支給します。

○支給額

対象労働者1人につき5万円

○支給対象となる事業者

次の条件をいずれも満たす旭川市内に事業所を有する法人又は個人事業主

1. 対象労働者をトライアル雇用し、トライアル雇用奨励金又は障害者トライアル雇用奨励金を受給した事業者であること。
2. 旭川市内に住所を有する対象労働者をトライアル雇用終了後、正規雇用として雇い入れ、引き続き1か月以上、雇用保険の一般被保険者（ただし、1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く。）として雇用し、旭川市への奨励金交付申請時においても継続して雇用している事業者であること。

○申請

トライアル雇用した期間に係る国の助成金支給決定通知日の翌日から起算して2か月以内に旭川市へ申請。提出書類や申請書等の詳細はホームページをご確認ください。※平成29年度から申請書様式を改正しました。必ず最新版のものをお使いください。

■詳細・申請先

- ・旭川市 経済観光部 経済総務課 雇用労政係
電話：25-7152
ホームページ：[旭川市 正規雇用奨励金](#)で検索

労働者のキャリア形成に関する支援制度をご活用ください

○人材開発支援助成金（事業主向け）

労働者に対する職業訓練の実施やキャリア形成支援・職業能力検定に関する制度の導入により、事業主や事業主団体が負担する経費や訓練中の労働者の賃金を助成する制度です。

○教育訓練給付制度（労働者向け）

労働者が主体的に中長期的なキャリア形成を行うため、厚生労働省が指定する教育訓練を受講した際に支払った費用の一部が支給される制度です。（受講開始時に45歳未満であることや失業状態にあることなど一定の要件を満たす場合は、給付金が支給されます。）

人手不足を乗り越えるためには、労働者一人一人の生産性向上が求められます。上記制度を活用した中長期的な視点における人材育成、キャリア形成支援をご検討ください。

■詳細

- ・厚生労働省北海道労働局
電話：011-709-2311

雇用保険を受給できない求職者の方へ～求職者支援制度をご利用ください

「求職者支援制度」とは、雇用保険を受給できない求職者の方に対し、ハローワークの支援指示を受けて無料の職業訓練（求職者支援訓練）を実施するほか、収入や資産に関する一定の要件を満たしている場合には、国から月額10万円の受講手当や通所手当等の給付金が支給される制度です。

職業訓練によるスキルアップを通じて早期の安定した就職を目指すため、お役立てください。

■詳細

- ・ハローワーク旭川
電話：51-0176
ホームページ：[求職者支援制度](#)で検索

旭川市シルバー人材センターを御活用ください

旭川市春光町に「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき北海道知事の許可を受け、高齢者の知見・能力を活かした就業機会の提供等を目的とした旭川市シルバー人材センターが設置されています。

同センターでは、請負や委任によるこれまでどおりの働き方や、新しい「派遣先の従業員との混在作業」や「派遣先の指揮命令を受ける作業」等、多様なニーズにお応えすることが可能になりましたので、是非ご利用をご検討ください。

また、働くことで健康で充実した生活を送りたい、地域社会の活性化に貢献したい等のお気持ちのある方がいらっしゃいましたら、同センターの会員登録も随時募集していますので、お気軽に問い合わせください。

■詳細

- ・公益社団法人 旭川市シルバー人材センター
電話：51-1600

経営改善セミナーや合同企業説明会を開催します

上川中部季節労働者通年雇用促進協議会では、季節労働者の通年雇用化に前向きな企業の皆様を支援しています。企業説明会やセミナーに参加をご希望の場合は事前にお申込みください。参加無料です。

○季節労働者合同企業説明会

季節労働者などの求職者とのマッチングの場を提供するため、通年雇用前向きな企業の参加を募集しています。

日時：平成30年2月27日（火）午後1時～4時

場所：旭川市大雪クリスタルホール 大会議室

○経営改善セミナー

様々な業種で活用できる各種助成金制度について、導入事例を交え、有効活用策をご説明します。

日時：平成30年3月7日（水）午後2時～4時

場所：旭川市科学館サイパル 1階 学習研修室

■詳細・連絡先

- ・上川中部季節労働者通年雇用促進協議会
（事務局：旭川市 経済観光部経済総務課内）
電話：26-3601
ホームページ：[上川 通年雇用](#)で検索

【人事・採用担当者の方へ】 企業や仕事の魅力を紹介するサイト“はたらくあさひかわ”を 求人や採用活動に活用しませんか

旭川で働きたい方のために、企業情報や仕事の魅力を伝える旭川市企業情報提供サイト“はたらくあさひかわ”。掲載企業を随時募集していますので、ぜひ登録してご利用ください。取材にお伺いします。

また、企業や仕事紹介の記事はそのままに、便利な機能が新たに加わり、求人情報部分が“はたらくあさひかわプラス”としてパワーアップしました。サイト内での登録求職者検索、メッセージ送信やWEB履歴書閲覧など、企業から求職者へのリクエストが可能です。情報発信や採用活動にご活用ください。

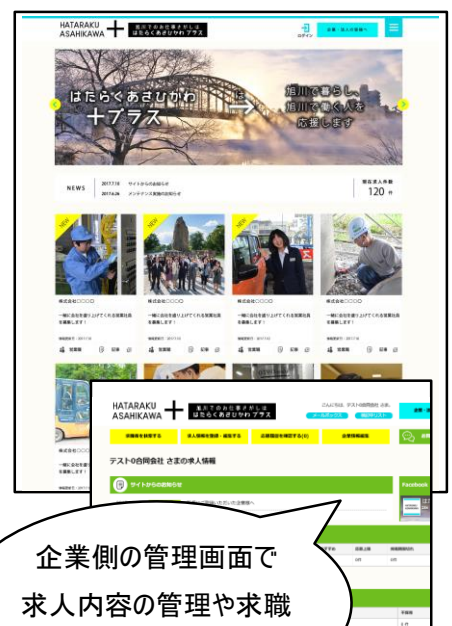
HATARAKU
ASAHIKAWA

旭川でのお仕事さがしは
はたらくあさひかわプラス

（求人情報の掲載には”はたらくあさひかわ“への記事掲載が必要です）

[はたらくあさひかわ](#) 検索

【お問合せ】 旭川市 経済観光部 経済総務課 雇用労政係 電話：25-7152



企業側の管理画面で
求人内容の管理や求職
者閲覧などができます